

令和7年度 事業計画書

I 実施方針

令和6年5月に「食料・農業・農村基本法」が制定から四半世紀を経て初めて改正された。この改正により食料安全保障が基本理念に掲げられた。政府は、基本法改正から初動の5年間で「農業構造転換集中対策期間」と位置付け、計画的・集中的に施策を講ずることとしている。

今年3月には、新しい「酪農及び肉用牛の近代化を図るための基本方針」「家畜改良増殖目標」等、畜産施策に関する基本的な方針が公表される見込みである。令和7年度は畜産振興の新たなステージがスタートする年となる。

海外に目を向けると、今年1月にアメリカでトランプ大統領が就任したが、就任早々から関税を武器に取引が行われ、今後の動向に注意を払う必要がある。また、ウクライナにおける戦争も3年を超え、停戦へ向けた動きも出てきてはいるが、その先行きは不透明な状況にある。そして、円安傾向の継続や飼料穀物価格の高止まり、さらには海上運賃の上昇などにより配合飼料をはじめ生産資材の価格は、引続き上昇している。国民に対して安定的に食料を供給するためには、食料安全保障の重要性が一層増してきている。

中央畜産会は、畜産会組織をはじめとする会員及び賛助会員と密接に連携し、我が国畜産の振興に向け令和7年度において以下の事業に取り組む。

1 公益目的事業

ア 畜産経営・技術に係る指導のための事業

畜産会組織が実施する畜産経営指導の高度化に向け、各種研修会の開催、総括畜産コンサルタント資格試験、畜産経営指導指標作成など指導者の指導力向上のための事業等を実施する。また、畜産物輸出の促進を図るなど畜産振興の支援のため日本畜産物輸出促進協会等の活動を支援する。

イ 安定的な畜産経営の推進を図る事業

畜産の収益力強化を支援する畜産クラスター事業、家族経営を中心とした畜産経営の労働負担軽減のためのICT関連機械装置等導入を実施する。また、畜産経営の資金償還を支援するため、畜産リノベ資金等に対する利子補給等を行う事業のほか畜産経営の安定に資するための事業を実施する。

ウ 家畜・畜産物の衛生対策等に係る支援・指導のための事業

家畜伝染病の発生予防・まん延防止のため地域自衛防疫活動を推進するとともに、家畜衛生向上と畜産物の安全性確保のための重要なツールである農場HACCP認証を推

進する。また、産業動物獣医師の確保に向けて獣医学生等を対象に修学資金の支援を行う。

エ 家畜・畜産物の生産等に関する情報提供等の事業

月刊誌「畜産コンサルタント」や畜産情報ネットワーク（LIN）を活用し、畜産経営等に関する情報を広く発信するとともに、畜産物生産コストが適正に反映された価格形成に関する理解醸成のため情報を消費者に提供する事業を実施する。また、本年は本会創立 70 周年に当たることから年史の作成等を行うとともに、第 16 回全日本ホルスタイン共進会を活用した情報発信を行う。

2 その他の事業

地方会員の活動を強化するため、地方会員支援活動推進委員会を開催し課題の分析や取組内容の検討を行うとともに、ブロック段階での活動への支援等を行い、畜産会組織の強化に資する。

施設・機械部会員に対して国の施策等に関する情報提供、部会員間の情報交換を促進するための活動を行う。

軽種馬生産に関する調査を実施しその結果を関係者に提供することにより軽種馬生産経営の改善に資する。

以上の取組を通じて、地域の畜産経営の安定化と高度化を図り、国民への畜産物の安定的な供給に資することにより、食料安全保障の確立の一翼を担うことを目指していく。

Ⅱ 公益目的事業

ア 畜産農家に対する畜産経営・技術に係る支援・指導のための事業

1 畜産経営指導者の養成と優秀な指導者に対する資格の付与及び地域交流活動の支援

- ① 畜産農家の経営改善と発展を図るためには、各地に優秀な指導者が必要であることから、指導者を養成するための各種専門知識を習得するための研修会を開催する。
- ② 優秀な指導者を対象に総括畜産コンサルタント資格試験を実施し、合格者に対して総括畜産コンサルタントの資格を付与する。
- ③ 都道府県段階の畜産経営支援活動をサポートするため、畜産に関する各分野の専門家で構成する中央畜産コンサルタント団を設置する。
- ④ 地方会員の総括畜産コンサルタント等を参集し、畜産経営に対する支援方針等の検討を行う。
- ⑤ 地方会員を対象に畜産経営に対する事業内容等について説明をするため中央打合会を開催する。
- ⑥ 全国から優秀な畜産経営を選定し、その経営実績等について発表を行う全国優良畜産経営管理技術発表会を開催し、優秀者を表彰する。
- ⑦ 「酪農・肉用牛生産の近代化を図るための方針」で示される経営指標を踏まえたモデル経営設計指標及び経営指導を担う者の経営指導力向上のための畜産eラーニングプログラムを作成する。
- ⑧ 地域の畜産生産者や畜産関係団体との連携強化の推進を行う。
- ⑨ 畜産経営者からの相談に応じるため、全国に畜産経営相談窓口を設置する。
- ⑩ 畜産関係の電算処理業務及び畜産関係情報の提供等を実施する。

2 畜産環境保全活動の支援

畜産経営に関する暫定排出基準の見直しが進む中、排水処理の実態を把握し改善方策を検討するため、排水処理等に係る調査・情報収集を行い、その結果を畜産農家等関係者に情報提供を行い、普及を図る。

3 食品廃棄物の活用支援

未利用資源を活用した飼料を給与した家畜から得られた畜産物及びその加工食品を一定の基準を設けて「エコフィード利用畜産物」として認証する。

4 畜産振興の支援

一般社団法人日本畜産物輸出促進協会、畜産経営支援協議会及び家畜衛生対策推進協議会が実施する畜産振興対策事業について、その活動を支援する。

5 牛肉輸出の取り組み支援

牛肉の一層の輸出促進を図るため、商標登録された和牛統一マークの使用承認や

海外での商標登録の申請事務等を行う。

6 畜産経営・担い手支援

(1) 映像を活用した畜産情報推進事業

畜産経営の収益性を高め、かつ多様な担い手の活躍の場を広げるとともに後継者を確保するため、優れた畜産物生産・経営技術や先進的な畜産物輸出促進活動等の映像情報を収集し、インターネット及びBS放送等を活用し情報発信することで持続的な畜産経営の育成及び消費者の畜産への理解醸成を図る。

(2) 畜産に関わる仕事の理解推進事業

畜産関連産業・専門家の人材確保の課題解決のために、畜産関連産業・専門家の担い手候補となり得る層である全国の農業高校生、農業大学生を重点的なターゲットとして、出前授業の実施やSNSの活用等により畜産に関わる様々な仕事の内容や魅力を発信し興味・関心を喚起し、畜産に関わる仕事への就業を促す。

(3) 肉用牛生産基盤強化等対策事業

肉用牛経営等への新規就農者や後継者の参入促進を図るため、農業高校生等を対象に研修会を開催し、肉用牛に関わる仕事への理解促進を図り、将来の肉用牛生産業の担い手確保に繋げる。また、中核的担い手の育成に向けた経営管理や生産技術に関する研修会を開催し、今後の肉用牛生産基盤の維持・強化を図る。

イ 畜産経営資金の利子低減や家畜・畜産物の衛生対策等を通じて安定的な畜産経営の推進を図る事業

1 資金借入・返済の支援

畜産農家は生産構造上、多額の設備資金や運転資金を必要とするが資金を借り受ける際には、適正な経営・資金計画の作成が求められることから、日本政策金融公庫資金借受者や借受希望者を対象に「経営・資金計画」や「経営改善計画」の策定支援等を地方会員と連携して実施する。

2 畜産動産担保の活用支援

(1) 畜産金融懇話会運営事業

畜産経営の現状や畜産経営に対する施策等を金融機関等に情報提供し、畜産経営の特異性と金融面からのサポートのあり方等についての理解醸成を図る。

(2) 畜産動産担保融資活用支援事業

畜産動産担保融資(畜産 ABL)を利用できる環境整備を一層推進する必要があることから、普及に向けた課題解決のための検討、畜産 ABL 活用の実態調査及び事例の収集・蓄積、普及啓発のための研修会等を開催する。

3 借受資金償還等の支援

(1) 畜産特別支援資金融通事業

畜産リノベ資金及び酪肉支援資金の貸付けを行った融資機関に対する利子補給

と貸付農家に対する経営指導等を行うとともに、家畜疾病経営維持資金の貸付けを行った融資機関に対する利子補給等を行う。

(2) 畜産経営体質強化資金対策事業

畜産経営体質強化支援資金の貸付けを行った融資機関に対する利子補給、及び乳用牛又は繁殖牛の計画的増頭に必要な家畜購入等のための資金借入に係る債務を農業信用基金協会が保証した場合の保証料免除に対する助成を行う。

4 伝染病発生時の復興支援

(1) 家畜防疫互助基金支援事業(家畜防疫互助等推進事業)

口蹄疫、豚熱等の家畜伝染病が発生した場合に備え、地方会員の協力を得ながら、生産者等に対し本事業の普及、啓発活動等を推進するとともに、生産者と本会との間で家畜防疫互助基金への加入契約を締結し、納付された生産者積立金をもって家畜防疫互助基金を造成する。

(2) 家畜防疫互助基金支援事業(家畜防疫互助事業)

本事業に加入している農家に家畜伝染病が発生した場合には、生産者が自ら積立てた積立金(家畜防疫互助基金)と農畜産業振興機構からの補助金を2分の1ずつ拠出した互助金を交付し、発生農家の経営再開を支援する。

5 畜産・酪農の体質強化支援

「TPP等関連政策大綱」に即して畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトを推進していくため、畜産農家等関係者が連携する畜産クラスターの仕組みの活用等により、生産コストの削減、規模拡大、外部支援組織の活用、優良な若い繁殖雌牛に更新した取組に更新奨励金等、地域一体となって行う取組みを支援するため、基金を造成し実施する((1)及び(2)の事業)。

また、酪農家の「働き方の改革」を図るため、労働負担軽減及び飼養管理技術の高度化に資する機械装置の導入により生ずるゆとりを活用し、後継者の確保及び飼養管理技術の高度化を図る取組みを実施する((3)及び(4)の事業)。

さらに、ランピースキン病のまん延を未然に防ぐため自主的に発症牛等のとう汰を行う生産者が、牛を再導入して経営を行うことを支援するため、奨励金を交付する((5)の事業)。

(1) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業)

- ① 中心的な経営体等の施設整備等に対する支援(施設整備事業)
- ② 中心的な経営体が機械装置を導入する場合に、畜産クラスター協議会又はリース事業者に対し当該機械装置の取得に必要な費用の一部に対する支援(機械導入事業)
- ③ 収益力の向上のための新たな取組みの成果の実証等に対する支援(調査・実証・推進事業)
- ④ 畜産クラスターによる取組みの全国的な推進を図るため、推進会議の開催、優良事例の調査、畜産クラスターコーディネーターの養成、畜産クラスター普及推進活動等の取組の実施(調査・実証・推進事業)

(2) 優良繁殖雌牛更新加速化事業(畜産クラスター事業)

肉用牛の生産基盤を強化するため、高齢の繁殖雌牛から優良な若い繁殖雌牛に更新した取組に対して更新奨励金を交付する。

(3) ICT 化等機械装置等導入事業

畜産経営における労働負担軽減・省力化のための計画の策定や導入すべき ICT 関連機械等の選定を行う取組みを支援するとともに、搾乳ロボット・発情発見装置等の ICT 関連機械等の導入を支援するとともに、生産方式革新実施計画の認定を受けた場合、機械導入と一体的に行う施設の補修も支援する。

(4) 酪農経営支援総合対策事業

酪農労働における働き方改革の実現を一層加速化するため、酪農家の経営体質強化に資する先進的機器の導入と一体的な施設の整備等を支援する。

(5) ランピースキン病まん延防止自主対策促進事業

自主的に本病の発症牛等のとう汰を行う生産者が家畜を再導入し経営を継続する取組に対して、奨励金を交付する。

ウ 家畜・畜産物の衛生対策等に係る支援・指導のための事業

1 農場衛生対策の支援

(1) 家畜防疫・衛生指導対策事業

家畜伝染病の発生予防、まん延防止等を確実かつ効率的なものとするため、国家防疫措置に併せて、地域における防疫演習、慢性感染症対応、馬伝染性貧血防疫等の自衛防疫活動を推進するとともに、家畜衛生の向上と家畜・畜産物の安全性確保に重要なツールである農場 HACCP 認証に必要な審査員の養成・力量向上、消費者等への情報普及等の総合的支援を実施する。

(2) 農場 HACCP 導入推進強化事業

生産農場における農場 HACCP への取組みの促進等を行う農場指導員を養成する研修等を実施する。

(3) 農場 HACCP 推進農場指定事業

農場 HACCP の基本となる飼養衛生管理基準を満たし、基本的な農場 HACCP の手法を理解し、その取組みを実施している農場を「農場 HACCP 推進農場」として指定する。

(4) 農場 HACCP 認証事業

農場 HACCP 認証要領に基づき、農場の認証審査を実施する。

(5) 日本版畜産 GAP(畜産)認証事業

JGAP(畜産)認証審査要領に基づき、農場の認証審査を実施する。

(6) 持続可能性配慮型畜産推進事業(畜産 GAP 認証審査支援事業)

日本版畜産 GAP の認証取得拡大を図るため、審査を行う者の育成に必要な畜産 GAP に関する研修会を実施する。

(7) 畜産農場における生産工程管理等高度化促進事業

今後の畜産分野における認証制度の在り方を検討し、国内外に認められる認証

制度を確立するため、生産工程管理の高度化の取組を支援する。

(8) 地域養豚生産衛生向上対策支援事業

養豚経営における PRRS 等の慢性疾病について、農家、獣医師、行政、関係団体等で構成する自衛防疫組織を活用して、巡回指導、モニタリング検査等の衛生対策の取組みを支援する。

(9) 国産畜産物安心確保等支援事業うち家畜疾病拡大影響抑制対策事業

突発的な家畜の伝染性疾病の拡大による影響抑制のため、全国協議会が行う、豚熱経口ワクチンの導入・保管及び都府県協議会が行う、効率的かつ効果的な散布の実証並びに省力化を図るための取組等に対して支援する。

(10) 経口ワクチン散布技術効率化事業

豚熱経口ワクチン散布の高効率化に資するため、散布地点・散布方法選定の差異による影響を分析するために現状を把握するとともに、野生イノシシでの豚熱の発生状況に応じた散布地域・散布方法の選定技術の検証及びその技術の普及・定着を図るための映像作成、説明会を実施する取組等を支援する。

2 馬の伝染病対策の支援

(1) 馬飼養衛生管理特別対策事業

乗用馬・軽種馬の飼養衛生管理環境の整備を図るため、産業動物獣医師に対する馬飼養衛生管理に必要な知識や馬獣医療に係る知識・技術の習得のための講習会・臨床実習の開催、馬の健康手帳及び馬飼養衛生に係る資料作成・配布、地域における馬飼養状況や衛生管理に関する実態調査を実施する。

(2) 馬伝染性疾病防疫推進対策事業

競馬開催や馬事産業に影響を及ぼす伝染性疾病の発生防止と防疫推進のため、馬飼養者とともに、競走馬以外の馬に対する馬インフルエンザや馬鼻肺炎ワクチンの接種、生産地の競馬場入厩前の育成馬及び繁殖牝馬を対象に日本脳炎、破傷風、馬ゲタウイルス感染症及び馬インフルエンザ等のワクチンの接種を推進し、疾病に対する免疫の確保、維持・構築を図る。

3 優秀な産業獣医師の確保支援

(1) 臨床獣医師防疫体制強化事業

口蹄疫やアフリカ豚熱等の特定疾病及びその他の感染症に対する防疫支援体制を強化するため、産業動物獣医師を対象に研修会を実施するとともに、特定疾病による損耗防止等の防疫技術に関する資料を作成・配布し、周知を図る。

(2) 獣医療提供体制整備推進総合対策事業(獣医師養成確保修学資金給付事業)

地域の産業動物獣医師への就業を志す獣医系大学への地域枠入学者・獣医学生等を対象に、入学試験合格後、大学入学前に大学へ納付する費用及び入学後に必要な費用を修学資金として給付する。

エ 家畜・畜産物の生産・流通・消費に関する調査・研究、情報提供、及び知識の普及・啓発を図る事業

1 食品残さの飼料化利用支援

飼料として活用が進んでいない食品産業残さ、農場残さ、稲わら等の活用を図るため、未利用資源を飼料として活用している事例の情報発信等を行い普及を図る。

2 畜産情報の提供

国内外における畜産業に関する経営支援の取組みや生産技術、消費・流通に亘る幅広い情報を提供するため、次の取組み等を実施する。

(1) 出版事業

月刊誌「畜産コンサルタント」を発行するほか、特別出版物・畜産手帳の刊行・頒布等を通じて、畜産生産者・関係者への的確な情報提供を行う。

(2) 電算処理事業

インターネット(畜産情報ネットワーク(LIN))を通じた情報提供や畜産経営分析支援システムの提供、畜産リノベ資金利子補給等に係る電算処理等を行う。

(3) 畜産経営情報提供事業

畜産経営技術指導事業の成果を普及するため、全国優良畜産経営管理技術発表会等の優良な畜産経営・生産技術等の情報提供を行う。

(4) 国際養鶏養豚総合展開催事業

2027年次回展示会の開催に向けて、実行委員会を開催し事業実施内容の検討等開催準備を行う。

(5) 畜産施設整備・機械導入支援事業

施設・機械の導入にあたって、専門家によるアドバイス、施設・機械の稼働映像等の情報を提供することにより、生産者に畜種、経営規模、課題に応じた施設・機械の選択肢を示唆し、効果的な施設・機械の導入を支援する。

(6) 畜産教育支援事業

全国の農業高等学校及び農業大学校の教職員に対しての教育支援を行うため、畜産経営、飼養衛生管理技術、家畜畜産物の衛生の知識向上を図るための研修会開催や畜産関連技術の取組みについて情報提供を行う。

(7) 畜産物の適正な価格形成に向けた理解醸成事業

畜産物の生産コストを販売価格に反映することに対して理解を求めため、畜産の動向及び情勢に興味関心を抱くような情報を消費者に対して発信する。

(8) 全日本ホルスタイン共進会活用事業

全国の農業高等学校及び農業大学校で学ぶ将来の担い手となる生徒・学生の資質と意識向上を図るため、第16回全日本ホルスタイン共進会で行われる活動について情報発信を行う。

(9) 創立70周年記念事業

創立70周年にあたり、記念誌等を作成し、畜産に関わる情報を提供する。

Ⅲ その他の事業（相互扶助等）

1 軽種馬経営等の支援

（1）軽種馬経営強化改善資金・軽種馬経営継承者借換資金融通事業

軽種馬生産経営を対象に既往負債の借り換えのための長期低利資金の供給に係る利子補給に関する帳票データ処理業務等を実施する。

（2）軽種馬経営高度化指導研修事業

軽種馬生産経営の産駒の生産費、収益性及び経営収支に関する生産地調査の実施、調査成果の活用普及のための研修会を開催する。

2 畜産振興の推進

（1）畜産振興基金事業

本会及び地方会員等の畜産振興に従事する役職員に対する低利資金の貸付け等の福利厚生及び地方会員の運営に係る低利資金の貸付け等を実施する。

（2）地方会員活動支援事業

地方会員が実施する事業に関する活動支援及び地方会員との情報交換等を実施する。

3 衛生対策の連携

（1）競走馬防疫促進対策事業

競走馬の所有者を対象に組織的な衛生対策に関する自衛防疫の理解向上とワクチン接種の徹底を図る。

（2）農場 HACCP 認証協議会運営事業

農場 HACCP 認証協議会の事務局を運営する。

4 施設・機械部会の活動

施設・機械部会会員に対する情報の収集・交換・提供等を実施する。

5 馬事畜産振興推進の支援

馬事畜産振興協議会が実施する馬事畜産振興推進事業の活動を支援する。

6 畜産関連先端設備の導入支援

中小企業庁が進める「経営力向上設備等」を導入する際に受けられる税制措置（法人税及び所得税の軽減措置）に係る証明書の発行業務を行う。

Ⅳ 会員相互の連携及び組織強化

1 会員相互の連携

- ① 会員相互の連絡調整を緊密に行う。特に、地方会員についてはブロック単位で開催される会議に本会役職員を積極的に派遣し、情報交換及び意思疎通を図る。
- ② 日本の畜産業の安定した振興を図るため、畜産関係団体等で組織化された「日本の畜産ネットワーク」の事務局として活動を行う。
- ③ 農林水産省が主催する「中央畜産技術研修」の講座に会員職員の受講斡旋を行う。
- ④ 全国各地で開催される共進会等催事への協賛・後援と賞状・副賞を授与する。

2 組織強化

- ① 組織の基盤強化を図るために、本会の業務及び活動内容を積極的に情報発信し、幅広い人材の確保に努める。
- ② 採用後の職員が幅広い知識を得て業務に対し意欲的に取組めるように、計画的に人材育成を行う。また、畜産会組織全体の職員の人材育成・交流を図るための研修会を実施する。
- ③ 職員が働きやすい職場環境を整備し、福利厚生の実施を図る。
- ④ 各種業務のシステム化、データベース化、ペーパーレス化を推進し、業務の効率化を図る。
- ⑤ 環境に配慮した取組みの一環として、SDGs に対する活動について具体的な検討を行う。
- ⑥ 畜産生産者等で構成される全国畜産縦断いきいきネットワークの事務局として活動を行う。